

○北斗市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年11月20日
訓令第134号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「障がい者福祉計画」という。)の策定を行うため、北斗市障がい者福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 障がい者福祉計画の策定に関すること。
- (2) [前号](#)に掲げるもののほか、障がい者福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10名で構成する。

2 委員は、[次の各号](#)に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 市民団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 学識経験者

(委員長等)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を各1名置くものとする。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の策定委員会は、市長が招集する。

(議事)

第6条 会議の議長は、委員長があたる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、会議における審議の参考に供するために必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、1年以内とし、障がい者福祉計画策定の事業が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 [この要綱](#)に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

[この要綱](#)は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。